

# 68 安全保障理事会決議一八七四(北朝鮮 核実験(抜粋))

採 択 二〇〇九年八月二日(安保理第六四一回會)  
六月九日官報外務省告示三二八号

安全保障理事会は(中略)

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際的平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し(中略)北朝鮮により行われた核実験及びミサイル活動が地域内外の緊張を更に増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、国際的平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し(中略) 国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四条に基づく措置をとって、

- 1 北朝鮮が、関連する決議特に決議第一六九五号(二〇〇六年)及び第一七二八号(二〇〇六年)及び二〇〇九年四月三日の議長声明(P/ST/2009/7)に違反し、甚だしく無視して、二〇〇九年五月二五日現地時間)に実施した核実験を最も強い表現で非難する。
- 2 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイル技術を使用した発射もこれ以上実施しないことを要求する。
- 3 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを決定する。
- 4 北朝鮮に対し、関連する安全保障理事会決議特に決議第一七二八号(二〇〇六年)の義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。
- 5 北朝鮮に対し、NPTからの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。
- 9 決議第一七二八号(二〇〇六年)8(b)の措置は、すべての武器及び関連物資並びにこれらの武器及び関連物資の提供、製造、維持又は使用に関する金融取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定する。

10 決議第一七二八号(二〇〇六年)8(a)の措置は、すべての武器及び関連物資、小型武器及びその関連物資を除く。並びにこれら武器の提供、製造、維持又は使用に関する資金上の取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定し、各国に対し、北朝鮮に対する小型武器の直接又は間接の供給、販売又は移転を監視することを要請し、さらに、各国は、北朝鮮に対する小型武器の販売、供給又は移転の少なくとも五日前から、委員会に通知することを決定する。

11 すべてに国に対し、当該貨物が決議第一七二八号(二〇〇六年)8(a)、8(b)若しくは8(c)の規定又はこの決議9若しくは10の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合は、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、北朝鮮向け及び北朝鮮からのすべての貨物を検査することを要請する。

12 すべてに加盟国に対し、当該船舶の貨物が決議第一七二八号(二〇〇六年)8(a)、8(b)若しくは8(c)の規定又はこの決議9若しくは10の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合は、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、旗国の同意を得て公海上で船舶の検査することを要請する。

13 すべてに国に対し、11及び12の規定に基づく検査に協力することはを要請し、また、旗国が公海上の検査に同意しない場合は、当該旗国は、船舶が11の規定に基づく現地の当局による必要な検査のために適當かつ都合のよい港に航行するよう指示することを決定する。

18 加盟国に対し、決議第一七二八号(二〇〇六年)8(d)及び8(e)の規定に基づく義務の履行に加え、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る金融サービスの提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じて若しくは自国の領域からの、又は自国民、自国の法律の下で組織された団体、海外の支店を含む)、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融又はその他の財産又は資産の移転も防止することを要請する(自国の領域内の、又は今後自国の領域内に入る、自国の管轄権

に服する、又は今後自国の管轄権に服することとなる、前記の計画又は活動に関連するいかなる金融又はその他の財産又は資産の凍結、及び、自国の権限及び内法にその他の財産又はそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む)。 19 すべてに加盟国並びに国際金融機関及び信用機関に対し、一般市民の必要に直接応える人道及び開発目的のもの又は非核化の促進のためのものを除き、北朝鮮に対する無償援助、資金援助又は緩和された条件による貸付けの新たな約束を行わないことを要請し、また、各国に対し、現行の約束を削減するよう警戒を強化することを要請する。

26 事務総長に対し、委員会と協議し、以下の任務を遂行するために委員会の指示の下に行動する七名までの専門家のグループ(専門家パネル)を当初一年の間設置することを要請する。(a) 決議第一七二八号(二〇〇六年)に明記された権限及びこの決議25の規定に明記された任務の遂行に当たり委員会を支援する。(b) 国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者からの決議第一七二八号(二〇〇六年)及びこの決議により課された措置の履行に関する情報特に違反の事例に関するもの)を取集、審査、及び分析する。(c) 理事会、委員会又は加盟国が検討しうる、決議第一七二八号(二〇〇六年)及びこの決議により課された措置の実施を改善するための行動につき勧告を行う。後略)

29 北朝鮮に対し、すみやかに包括的核実験禁止条約に加盟するよう要請する。

